

指針の目的

山地災害から県民生活の安全・安心を確保するため、「森林の土砂災害防止機能」を高度に発揮させ、防災機能の強化を図ります。

指針の性格

県が実施する治山事業で「災害に強い森林づくり」を推進するため、基本的な考え方、事業実施するために必要な調査や計画・整備の手法を示しています。

また、本指針の基本理念や整備手法は、森林・林業に携わる関係者や森林所有者・地域住民の皆様の参考にさせていただきます。

災害に強い森林づくりの基本理念

◆「適地適木・適正管理」による森林づくりを行います。

- ・**適地適木**…立地環境に適した樹種を選定し、植栽・間伐等の森林整備を行います
- ・**適正管理**…森林整備が必要な森林は、間伐等を適期に行い、適正な密度で管理します

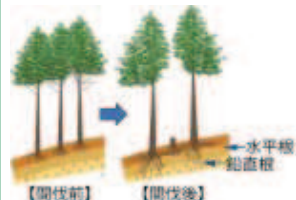
◆特に災害が発生しやすく、土砂災害防止機能を高度発揮すべき森林を「崩壊防止型」、「崩壊土砂抑止型」、「溪畔林型」の3つに区分し、必要な森林施業を行います。

森林の土砂災害防止機能とは

森林の土砂災害防止機能とは「崩壊防止機能」と「災害緩衝機能」等のことです。

【崩壊防止機能】

間伐等により森林根系を発達させることで、土壌緊縛力が増し、斜面崩壊に対する補強強度を高めることができます。



【災害緩衝機能】

間伐等により幹を太くし、根系を発達させることで、樹幹支持力が増し、流下する土石流・崩壊土砂等のエネルギーを軽減する機能を高めることができます。



災害に強い森林づくりの対象森林と整備目標

重要な保全対象がある流域の森林を対象とし、中でも特に以下の区分に該当する森林で「災害に強い森林づくり」を行います。

崩壊防止型

急傾斜地のほか、0次谷、棚地形等の、壊れやすく崩壊発生源となるおそれがある箇所の森林が該当します。



崩壊土砂抑止型

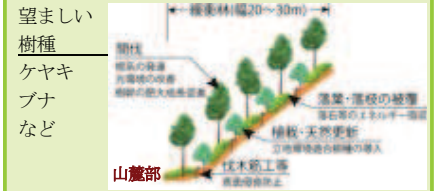
崩壊等の発生しやすい斜面の下部及び比較的緩傾斜の山麓部等の森林が該当します。



崩壊を発生させないため、崩壊防止機能を発揮できる森林づくりを行います。



崩壊土砂や落石を受け止め、エネルギーを軽減し、土砂災害を拡大させないため、災害緩衝機能を発揮できる森林づくりを行います。



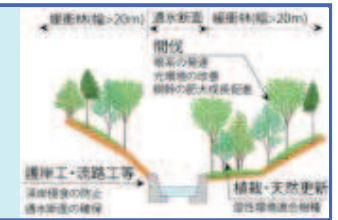
溪畔林型

溪流沿いの森林が該当します。



流木とならずに土石流を受け止め、エネルギーを軽減し、土砂災害を拡大させないため、災害緩衝機能を発揮できる森林づくりを行います。

望ましい樹種
カツラ スギ など



災害に強い森林づくりの方針

「適地適木・適正管理」されている森林を「土砂災害防止機能の高い森林＝災害に強い森林」として、以下の手順で森林づくりを行います。

